



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *152 医療法施行細則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *153 和歌山県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (")..... 86
- *154 和歌山県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 86

規 則

和歌山県規則第152号

医療法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則 (平成9年和歌山県規則第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(診療用高エネルギー放射線発生装置等の設置の届出)</p> <p>第20条 施行規則第25条(施行規則第25条の2において準用する場合を含む。)の規定による届出は、<u>診療用高エネルギー放射線発生装置(診療用粒子線照射装置)設置届(別記第23号様式)</u>により行わなければならない。</p> <p>(診療用エックス線装置等の変更の届出)</p> <p>第27条 施行規則第24条第10号に該当する場合の施行規則第29条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による届出は、<u>診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置届出事項変更届(別記第30号様式)</u>により行わなければならない。</p> <p>(診療用エックス線装置等の廃止の届出)</p> <p>第28条 施行規則第24条第12号に該当する場合の施行規則第29条第1項の規定による届出又は同条第3項の規定による施行規則第24条第13号に該当する旨を記載した届出は、<u>診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届(別記第31号様式)</u>により行わなければならない。</p>	<p>(診療用高エネルギー放射線発生装置の設置の届出)</p> <p>第20条 施行規則第25条の規定による届出は、<u>診療用高エネルギー放射線発生装置設置届(別記第23号様式)</u>により行わなければならない。</p> <p>(診療用エックス線装置等の変更の届出)</p> <p>第27条 施行規則第24条第9号に該当する場合の施行規則第29条第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による届出は、<u>診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置届出事項変更届(別記第30号様式)</u>により行わなければならない。</p> <p>(診療用エックス線装置等の廃止の届出)</p> <p>第28条 施行規則第24条第11号に該当する場合の施行規則第29条第1項の規定による届出又は同条第3項の規定による施行規則第24条第12号に該当する旨を記載した届出は、<u>診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届(別記第31号様式)</u>により行わなければならない。</p>

別記第6号様式から別記第10号様式までを次のように改める。

別記第6号様式 (第5条関係)

病院(診療所、助産所)開設届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院(診療所、助産所)を開設したので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第1項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所)の名称及び開設の場所

名 称	
開設の場所	〒 電話番号 ()

2 開設許可年月日及び番号

年 月 日付け	和歌山県指令 第 号
---------	------------

3 管理者の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
氏 名	

4 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間又は業務に従事する助産師の氏名、勤務日及び勤務時間

氏 名	担当診療科名	診療日又は勤務日	診療時間又は勤務時間

5 勤務する薬剤師の有無及びその氏名

有 (氏名) ・ 無

6 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称

住 所	〒 電話番号 ()
氏 名 (名 称)	

7 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

住 所	〒 電話番号 ()
名 称	

8 開設年月日

年 月 日 (診療又は業務開始年月日 年 月 日)

添付書類

- 1 管理者及び診療に従事する医師(歯科医師)又は業務に従事する助産師及び嘱託医師の免許証の写し
- 2 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師に嘱託した旨の書類又は同条第2項の当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び同項に規定する嘱託を行った旨の書類
- 3 医療法施行規則第15条の2第3項の当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第7号様式(第6条関係)

病院(診療所、助産所)開設届出事項変更届

年 月 日

和歌山県知事
和歌山県保健所長 様

開設者	住所	〒	電話番号	()
	氏名			

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院(診療所、助産所)の開設届出事項の一部を変更したので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所)の名称及び所在地

名 称				
所 在 地	〒	電話番号	()	

2 変更事項

(1) 管理者の住所及び氏名
(2) 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称
(3) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

3 変更した理由

--

4 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 (名 称)		

5 変更年月日

年 月 日

添付書類

- 1 変更事項が氏名の変更の場合は、免許証の写し
- 2 嘱託医師が変わった場合は、当該医師に嘱託した旨の書類又は当該病院又は診療所が診療科目に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び嘱託を行った旨の書類
- 3 嘱託する病院又は診療所が変わった場合は、当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第8号様式 (第7条関係)

診療所開設届

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

開設者	住所	〒 電話番号 ()
	(ふりがな) 氏名	

下記のとおり診療所を開設したので、医療法(昭和23年法律第205号)第8条の規定により届け出ます。

記

1 診療所の名称及び開設の場所

名 (ふりがな) 称	
開設の場所	〒 電話番号 ()

2 診療を行おうとする科目

--

3 開設者の状況

他の病院又は診療所の開設、管理又は勤務の有無	有	(病院等の名称) を開設管理に勤務	・無
同時に開設しようとしている病院又は診療所の有無	有	(病院等の名称)	・無

4 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の定員

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	栄養士	診療放射線技師	診療X線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	看護補助者	その他	事務職員	合計
常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤																						
計																						

5 敷地の面積及び平面図

m²(敷地の平面図は、別紙のとおり)

6 敷地周囲の見取図

別紙のとおり

7 建物の構造概要及び平面図

(1) 建物の構造概要

主要構造	階数	建築面積	延床面積
造	地上階、地下階	m ²	m ²
建物の一部を使用する場合	造 階建ての	階部分	延床面積 m ²

(2) 廊下の構造

階別	片側廊下	中央廊下	階別	片側廊下	中央廊下
	cm	cm		cm	cm

(注) 中央廊下とは、その両側に居室がある廊下をいう。

(3) 階段の構造

種別	階段及び踊場の幅	けあげ幅	踏面	手すりの有無	病室のある階
屋内直通	cm	cm	cm		階
屋内直通					
エレベーター	有 ・ 無				

(4) 病床数

床

(5) 入院施設の構造

種別	階別	室番号	病床数	1室の 総床面積	1室の有効 床面積	1人当たり 有効床面積	1室の 採光面積	1室の外気 開放面積
			床	m ²				
計		室						

(6) 一般施設の概要
別紙のとおり

(7) 平面図
別紙のとおり

(注) 各室の用途を示し、各病室の病床数及び病床種別を明示した図面とすること。

8 主要な施設の構造設備の概要

(1) 診察室

診 察 室 名	床 面 積	処置室兼用の場合の該当面積	備 考
	m ²	m ²	

(2) 処置室

処 置 室 名	床 面 積	処 置 室 名	床 面 積
	m ²		m ²

(3) エックス線装置

エックス線使用 室名	床面積	操作室	エックス線装置製 作者名	型 式	台数	用 途
	m ²	m ²				

(4) 調剤所

床面積	採光・換気の状況	冷暗所の有無	調剤に必要な器具
m ²			感量 10mg の天びん 台 感量 500g の上皿天びん 台

9 歯科技工室の構造設備の概要

床面積	構造設備の概要	防じん・防火設備の概要
m ²		

10 管理者の住所及び氏名

住所	〒	電話番号	()
氏名			

11 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科目、診療日及び診療時間

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

12 勤務する薬剤師の有無及びその氏名

有 (氏名) ・ 無

13 開設年月日

年 月 日 (診療開始年月日 年 月 日)

添付書類

- 1 開設者、管理者及び診療に従事する医師(歯科医師)の免許証の写し
- 2 麻酔科を標榜している場合は、麻酔科標榜許可書の写し
- 3 従業者名簿
- 4 歯科技工室を設けている場合は、主要設備を明示した図面

別記第9号様式(第7条関係)

助産所開設届

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

開設者	住所	〒 電話番号 ()
	(ふりがな) 氏名	

下記のとおり助産所を開設したので、医療法(昭和23年法律第205号)第8条の規定により届け出ます。

記

1 助産所の名称及び開設の場所

名 称 (ふりがな)	
開設の場所	〒 電話番号 ()

2 開設者の状況

他の助産所の開設若しくは管理又は他の病院、診療所若しくは助産所での勤務の有無	有	(病院等の名称) を開設 を管理 に勤務	・無
同時に開設しようとしている助産所の有無	有	(助産所の名称)	・無

3 助産師その他の従業者の定員

	医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	栄養士	診療放射線技師	診療X線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	臨床工学技士	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	義肢装具士	歯科衛生士	歯科技工士	看護補助者	その他	事務職員	合計
常勤	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
非常勤																						
計																						

4 敷地の面積及び平面図

m²(敷地の平面図は別添のとおり)

5 敷地周囲の見取図

別紙のとおり

6 建物の構造概要及び平面図

(1) 建物の構造概要

主要構造	階数	建築面積	延床面積
造	地上階、地下階	m ²	m ²
建物の一部を使用する場合	造階建ての	階部分	延床面積 m ²

(2) 階段の構造

種別	階段及び踊場の幅	けあげ幅	踏面	手すりの有無	入所室のある階
屋内直通	cm	cm	cm		階
屋内直通					
エレベーター	有・無				

(3) 分べん室及び新生児の入浴施設

室名	床面積	構造設備の概要
分べん室	m ²	
新生児入浴施設		

(4) 入所室の構造

階別	室番号	入所定員	1室の総床面積	1室の有効床面積	1人当たり有効床面積	1室の採光面積	1室の外気開放面積
		人	m ²				
計	室						

(注) 平面図は、各室の用途を示し、妊婦、産婦又はじょく婦を入所させる室については、その定員を明示した図面とすること。

7 管理者の住所及び氏名

住 所	〒	電話番号	()
氏 名			

8 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間

氏 名	勤 務 の 日	勤 務 時 間

9 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称

住 所	〒	電話番号	()
氏 名 (名 称)			

10 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

住 所	〒	電話番号	()
名 称			

11 開設年月日

年 月 日 (業務開始年月日 年 月 日)

添付書類

- 1 開設者、管理者、業務に従事する助産師及び嘱託医師の免許証の写し
- 2 医療法施行規則第15条の2第1項の当該医師に嘱託した旨の書類又は同条第2項の当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び同項に規定する嘱託を行った旨の書類
- 3 医療法施行規則第15条の2第3項の当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第10号様式 (第8条関係)

診療所(助産所)開設届出事項変更届

年 月 日

和歌山県 保健所長 様

開設者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり診療所(助産所)の開設届出事項の一部を変更したので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条第3項の規定により届け出ます。

記

1 診療所(助産所)の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 変更事項(該当番号を○で囲むこと。)

- (1) 開設者の住所及び氏名
- (2) 診療所(助産所)の名称
- (3) 診療を行おうとする科目
- (4) 他の病院又は診療所の開設、管理又は勤務の有無
- (5) 他の助産所の開設若しくは管理又は他の病院、診療所若しくは助産所での勤務の有無
- (6) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、助産師及びその他の従業者の定員
- (7) 敷地の面積及び平面図
- (8) 建物の構造概要及び平面図
- (9) 歯科技工室の有無及び構造設備の概要
- (10) 病床数及び各病室の病床数
- (11) 管理者の住所及び氏名
- (12) 診療に従事する医師(歯科医師)の氏名、担当診療科名、診療日及び診療時間
- (13) 業務に従事する助産師の氏名、勤務の日及び勤務時間
- (14) 勤務する薬剤師の有無及びその氏名
- (15) 医療法施行規則第15条の2第1項の嘱託医師の住所及び氏名又は同条第2項の病院若しくは診療所の住所及び名称
- (16) 医療法施行規則第15条の2第3項の嘱託する病院又は診療所の住所及び名称

3 変更した理由

--

4 変更内容

変 更 前	変 更 後

(注) 変更事項が(8)に該当する場合は、構造設備の概要を含めて記載すること。

5 変更年月日

年 月 日

添付書類

- 1 変更事項が氏名の変更の場合は、免許証の写し
- 2 変更事項が(3)に該当し新たに麻酔科を標榜している場合は、麻酔科標榜許可書の写し
- 3 変更事項が(6)に該当する場合は、従業者名簿を添付すること。
- 4 変更事項が(7)から(10)までに該当する場合は、変更前と変更後の2葉の平面図を添付し、変更箇所が明瞭になるよう色分けする等工夫すること。
 なお、建物の平面図は、各室の用途を示し、各病室の病床数及び病床種別を明示した図面とすること。また、歯科技工室に関する変更の場合は、主要設備を明示した図面を併せて添付すること。
- 5 変更事項が(15)に該当する場合は、医療法施行規則第15条の2第1項の当該医師に嘱託した旨の書類又は同条第2項の当該病院又は診療所が診療科名中に産科又は産婦人科を有する旨の書類及び同項に規定する嘱託を行った旨の書類
- 6 変更事項が(16)に該当する場合は、医療法施行規則第15条の2第3項の当該病院又は診療所に嘱託した旨の書類

別記第12号様式の8を次のように改める。

別記第12号様式の8(第10条関係)

地域医療支援病院の業務に関する報告書

年 月 日

和歌山県知事 様

開設者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

医療法(昭和23年法律第205号)第12条の2の規定に基づき、 年度の業務に関して報告
 します。

記

1 病院の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 病床数

精 神	感染症	結 核	療 養	一 般	合 計
床	床	床	床	床	床

3 施設の構造設備

施設名	設備概要
集中治療室	(主な設備) 病床数 床
化学検査室	(主な設備)
細菌検査室	(主な設備)
病理検査室	(主な設備)
病理解剖室	(主な設備)
研究室	(主な設備)
講義室	室数 室 収容定員 人
図書室	室数 室 蔵書数 冊程度
救急用又は患者搬送用自動車	(主な設備) 保有台数 台
医薬品情報管理室	[専用室の場合] 床面積 m ² [共用室の場合] 共用する室名

(注) 主な設備は、主たる医療機器、研究用機器、教育用機器等を記入すること。

別紙1

紹介患者への医療提供及び他院への患者紹介の実績

地域医療支援病院 紹介率	%	算定 期間	年 月 日～ 年 月 日
地域医療支援病院 逆紹介率	%		
算出 根拠	A：紹介患者の数		人
	B：初診患者の数		人
	C：逆紹介患者の数		人

- (注) 1 「地域医療支援病院紹介率」欄は、AをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- 2 「地域医療支援病院逆紹介率」欄は、CをBで除した数に100を乗じて、小数点以下第1位まで記入すること。
- 3 それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

別紙2

共同利用の実績

1 共同利用の実績

--

(注) 前年度において共同利用を行った実績がある場合において、当該前年度の共同利用を行った医療機関の延べ数、これらの医療機関のうち開設者と直接関係のない医療機関の延べ数及び共同利用に係る病床の病床利用率を明記すること。

2 共同利用の範囲等

--

(注) 当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具のうち、共同利用の対象とする予定のものを明記すること。

3 共同利用の体制

- (1) 共同利用に関する規程の有無 有・無
- (2) 利用医師等登録制度の担当者

氏名	
職種	

(注) 共同利用に関する規程がある場合には、当該規程の写しを添付すること。

4 登録医療機関の名簿

医療機関名	開設者名	住所	主たる診療科名	地域医療支援病院開設者との経営上の関係

(注) 当該病院と同一の2次医療圏に所在する医療機関のみ記入すること。

常時共同利用可能な病床数	床
--------------	---

別紙3

救急医療の提供の実績

1 重症救急患者の受入れに対応できる医療従事者の確保状況

No.	職種	氏名	勤務の態様	勤務時間	備考
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		
			〔常勤 非常勤〕 〔専従 非専従〕		

2 重症救急患者のための病床の確保状況

優先的に使用できる病床	
専用病床	

(注) 一般病床以外の病床を含む場合は、病床区分ごとに記載すること。

3 重症救急患者に必要な検査及び治療を行うために必要な診療施設の概要

施設名	床面積	設備概要	24時間使用の可否
	m ²	(主な設備)	

4 備考

--

(注) 特定の診療科において、重症救急患者の受入体制を確保する場合には、その旨を記載すること。

既に、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)に基づき和歌山県知事の救急病院の認定を受けている病院又は救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急医療を実施している病院にあつては、その旨を記載すること。

5 救急医療の提供の実績

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数	(人)
上記以外の救急患者の数	(人)
合計	(人)

(注) それぞれの患者数については、前年度の延べ数を記入すること。

括弧内には、それぞれの患者数のうち入院を要した患者数を記載すること。

6 救急用又は患者輸送用自動車

救急用又は患者輸送用自動車	台
---------------	---

別紙4

地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績

1 研修の内容

--

2 研修の実績

(1) 地域の医療従事者への実施回数	回
(2) (1)の合計研修者数	人

(注) 1 研修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれるものを記入すること。
 2 (2)には、前年度の研修生の実数を記入すること。

3 研修の体制

- (1) 研修プログラムの有無 有・無
- (2) 研修委員会設置の有無 有・無
- (3) 研修指導者

研修指導者氏名	職 種	診療科	役職等	臨床経験年数	特記事項
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	
				年	

(注) 教育責任者については、特記事項欄にその旨を記載すること。

4 研修実施のための施設及び設備の概要

施設名	床面積	設備概要
	m ²	(主な設備)

別紙5

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の体系的な管理方法

管理責任者氏名	
管理担当者氏名	

		保管場所	分類方法
診療に関する諸記録 病院日誌、各科診療日誌、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約			
病院の管理及び運営に関する諸記録	共同利用の実績		
	救急医療提供の実績		
	地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績		
	閲覧実績		
	紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿		

(注) 「診療に関する諸記録」欄には、個々の記録について記入する必要はなく、全体としての管理方法の概略を記入すること。

別紙6

診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧方法及び閲覧の実績

閲覧責任者氏名	
閲覧担当者氏名	
閲覧の求めに応じる場所	
閲覧の手続の概要	

前年度の総閲覧件数		件
閲覧者別	医師	件
	歯科医師	件
	地方公共団体	件
	その他	件

別紙7

委員会の開催の実績

委員会の開催回数	回
委員会における議論の概要	

(注) 委員会の開催回数及び議論の概要については、前年度のものを記載すること。

別紙8

患者相談の実績

患者相談を行う場所	相談窓口・相談室・その他()
主として患者相談を行った者 (複数回答可)	
患者相談件数	件

患者相談の概要

--

(注) 患者相談の概要については、相談内容を適切に分類して記載するとともに、相談に基づき講じた対策等があれば、併せて記載すること。また、個人が特定されないよう配慮すること。

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式 (第12条関係)

病院(診療所、助産所)開設者死亡(失そう)届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

届出義務者住所	〒 電話番号 ()
届出義務者氏名	開設者との続柄()

下記のとおり病院(診療所、助産所)の開設者が死亡した(失そう宣告を受けた)ので、医療法(昭和23年法律第205号)第9条第2項の規定により届け出ます。

記

1 病院(診療所、助産所)の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	〒 電話番号 ()

2 開設者の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
氏 名	

3 死亡した(失そう宣告を受けた)年月日

年 月 日

添付書類

死亡診断書又は戸籍謄本(抄本)

別記第21号様式から別記第32号様式までを次のように改める。

別記第21号様式(第18条関係)

病院(診療所、助産所)構造設備使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県保健所長

開設者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入)

下記のとおり病院(診療所、助産所)の構造設備を使用したいので、医療法(昭和23年法律第205号)第27条の規定により申請します。

記

1 病院(診療所、助産所)の名称及び所在地

名称	
所在地	〒 電話番号 ()

2 当該使用許可に対応する許可等(該当番号を○で囲むこと。)

(1) 病院(診療所、助産所)開設許可	年 月 日付け
(2) 病院(診療所、助産所)開設許可事項変更許可	和歌山県指令 第 号
(3) 診療所(助産所)開設届	
(4) 診療所(助産所)開設届出事項変更届	

3 使用許可を受ける事項

--

4 使用開始予定年月日

年 月 日

添付書類

- 1 開設又は変更許可に係るものにあつては、開設又は一部変更許可書の写し
- 2 開設又は変更届に係るものにあつては、開設又は一部変更届
- 3 申請箇所を明示した建物の平面図
- 4 従業者名簿(病院の開設許可又は増床の場合)

別記第22号様式 (第19条関係)

診療用エックス線装置設置届

年 月 日

和歌山県知事
和歌山県 保健所長 様

管理者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

下記のとおり診療用エックス線装置を設置したので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第24条の2の規定により届け出ます。

記

病院 又は 診療所	名称			
	所在地	〒	電話番号 ()	FAX番号 ()
設置年月日	年 月 日	台数	台	

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ・ポケット線量計・TLD その他()	無
放射線量測定線量計 (当該装置の放射線量の測定)	有	種類・名称	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図
- 2 管理区域及び標識の位置を明示した管理区域隣接部の平面図(上下階を含む。)
- 3 エックス線診療室の標識、使用中の表示及び注意事項の掲示する位置を明示したエックス線診療室詳細図(平面図及び立面図)
- 4 管理区域、敷地の境界及び使用室等における遮へい計算書
- 5 管理区域及びエックス線診療室外側の実効線量当量率又は実効線量当量の測定結果を記録した書類

(注) 診療用エックス線装置設置の届出は、個々のエックス線装置ごとの届出ではなく、病院(診療所)として、エックス線装置全体を届け出るものであって、個々の装置の追加、更新等は、変更届として届け出る。この場合において、添付書類等は、設置届と同様とする。

エックス線装置の製作者名及び型式				
診療室名	製作者名	型式	定格出力	用途

(注)

- 1 エックス線装置全体の概略が分かるように記入すること。
なお、個々の装置の追加又は変更があった場合についても、装置全体を記入すること。
- 2 エックス線診療室内に複数のエックス線装置を備え付けた場合、装置ごとに届出が必要である。
なお、この場合エックス線装置の使用条件等を具体的に記載し、2台以上の装置から患者に同時照射できないようにする装置を設けること。

エックス線診療に従事する医師、歯科技師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の氏名及びエックス線診療に関する経歴			
職	種	氏名 (生年月日)	経歴

(注) 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日及び免許証の番号も必ず記入すること。

診療用エックス線装置に関する事項			
製	作	者	名
型	式(製造年月)		(年 月)
定格出力	整流方式	連続	kV mA
	<input type="checkbox"/> 単相全波 <input type="checkbox"/> 三相全波 <input type="checkbox"/> インバーター	短時間	kV mA Sec
	蓄電式		kV μ F
用	途	<input type="checkbox"/> 直接撮影 <input type="checkbox"/> 断層撮影 <input type="checkbox"/> CT <input type="checkbox"/> 胸部集検用間接撮影 <input type="checkbox"/> 口腔内撮影用 <input type="checkbox"/> 歯科用パノラマ <input type="checkbox"/> 骨塩定量分析 <input type="checkbox"/> 透視用 <input type="checkbox"/> 治療用 <input type="checkbox"/> 輸血用血液 <input type="checkbox"/> 乳房撮影 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 移動用	
薬事法による承認番号			

エックス線診療室のエックス線障害防止に関する構造設備の概要					
エックス線診療室の名称		診療室の標識		有・無	
診療室の防護の概要	構造	材	料	厚 さ	
	天井			cm mmpb	
	床			cm mmpb	
	周囲の画壁等	東			cm mmpb
		西			cm mmpb
		南			cm mmpb
		北			cm mmpb
		監視用窓			cm mmpb
		出入口の扉			cm mmpb
		その他の開口部			cm mmpb
				cm mmpb	
使用中の表示			有・無		
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置			有・無		
診療用放射線照射装置(器具)の使用			有・無		
操作室の有無	有・無	※操作する場所と撮影室とは画壁等で区分が必要			
操作場所をエックス線診療室に設ける場合(該当する使用事項があればチェックすること。) 理由 <input type="checkbox"/> 乳房撮影、近接透視撮影等で患者の近傍で撮影 <input type="checkbox"/> 使用時において1メートル離れた場所における線量が 6μ Sv/h以下となる構造の骨塩分析用装置 <input type="checkbox"/> 使用時において機械表面の線量が 6μ Sv/h以下となる構造の輸血用血液照射装置 <input type="checkbox"/> 組織内照射治療を行う場合 防護措置の概要					

エックス線診療室のエックス線障害防止に関する予防措置の概要			
使用時間の記帳の必要		有 ・ 無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者	有 ・ 無	
	従事者	有 ・ 無	
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり	
	境界における実効線量が1.3mSv/3か月以下となる措置	有 ・ 無	
	管理区域の標識	有 ・ 無	
	立入制限措置	有 ・ 無	
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置		有 ・ 無	
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無	
放射線障害が発生するおそれのある場所の測定		有 ・ 無	
従事者の被ばく防止用器具		有	防護エプロン、その他 無
個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性		有 ・ 無	
使用の場所の制限(該当する使用事項にチェックすること。) <input type="checkbox"/> エックス線診療室で診療用放射線照射装置、照射器具の使用 <input type="checkbox"/> エックス線診療室以外で使用する場合 <input type="checkbox"/> 特別の理由により移動して使用 <input type="checkbox"/> 在宅医療においてエックス線装置を使用 <input type="checkbox"/> 診療用高エネルギー放射線発生装置又は診療用放射線照射装置による体外照射の位置決定 <input type="checkbox"/> 診療用放射線照射装置又は照射器具を患者の体内に挿入すべき部位の決定 <input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素を投与した患者の画像診断の精度向上のため、CT装置の吸収補正用として使用 <input type="checkbox"/> 診療用放射性同位元素を投与した患者の核医学画像との重ね合わせのためのCT装置使用 <input type="checkbox"/> 移動用CTを手術室で使用 <input type="checkbox"/> 移動型透視用エックス線装置の使用(使用用途にチェックすること。) <input type="checkbox"/> 術中、術後に手術室で使用 <input type="checkbox"/> CTアンギオグラフィーで使用 <input type="checkbox"/> 診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用放射線照射装置・器具による治療の位置決定 <input type="checkbox"/> 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用(陽電子 - CT複合装置)			
移動型及び携帯型エックス線装置を備えた場合のエックス線装置保管場所 ・ 保管場所() ・ 保管場所の施錠(有 ・ 無)			
エックス線装置をエックス線診療室以外の場所で使用する場合の適切な防護の方法 ・ 防護措置の概要			

別記第23号様式 (第20条関係)

診療用高エネルギー放射線発生装置 (診療用粒子線照射装置) 設置届

年 月 日

和歌山県知事 様

管理者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

下記のとおりに 診療用高エネルギー放射線発生装置 診療用粒子線照射装置 を設置したいので、医療法施行規則(昭和23

年厚生省令第50号) 第25条の規定により届け出ます。
 第25条の2の規定により準用する第25条

記

病院 又は 診療所	名称			
	所在地	〒	電話番号 ()	FAX番号 ()
予定使用開始年月日	年 月 日	台数	台	

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ・ポケット線量計・TLD その他()	無
放射線量測定線量計 (当該装置の放射線量の測定)	有	種類・名称	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図
- 2 管理区域及び標識の位置を明示した管理区域隣接部の平面図(上下階を含む。)
- 3 使用室の標識、使用中の表示及び注意事項の掲示する位置を明示した使用室詳細図(平面図及び立面図)
- 4 管理区域、敷地の境界、使用室等における遮へい計算書
- 5 文部科学省への許可申請書(写し)及び放射線障害予防規程
- 6 手術室で当該発生装置を使用する場合、その管理体制を明確にする組織図

診療用高エネルギー放射線発生装置 (診療用粒子線照射装置) を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射 線診療に関する経歴		
職 種	氏 名 (生年月日)	経 歴

(注) 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日及び免許証の番号も記入すること。

診療用高エネルギー放射線発生装置 (診療用粒子線照射装置) に関する事項		
製 作 者 名		
型 式 (製造年月)		(年 月)
定格出力	電 子 線	最大エネルギー Mev
	エ ッ ク ス 線	最大エネルギー Mev
使 用 形 態		固定型 ・ 移動型
使用室出入口開放時の発生回路開放位保持 自動装置 (インターロック)		有 ・ 無
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認番号		

診療用高エネルギー放射線発生装置 (診療用粒子線照射装置) 使用室の構造設備の概要	
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無
位置決め用エックス線装置等との同時使用の条件下での上記措置	同時使用有りの場合 有 ・ 無
人が常時出入りする出入口の数	か所
放射線発生時 (照射時) の自動表示装置	有 ・ 無
使 用 室 の 標 識	有 ・ 無

診療用高エネルギー放射線発生装置（診療用粒子線照射装置）使用室の放射線障害防止に関する事項		
使用時間の記帳の必要		有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有 ・ 無
	管理区域の標識	有 ・ 無
	立入制限措置	有 ・ 無
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置		有 ・ 無
入院患者（診療により被ばくする放射線を除く。）の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無

医療法施行規則第30条の14(使用場所の制限)

診療用高エネルギー放射線発生装置を診療用高エネルギー放射線発生装置使用室以外の場所で使用する場合は、その業務内容及び適切な防護の方法を具体的に記入すること。

(注)

- 1 当該放射線発生装置又は当該粒子線照射装置を使用する際、当該手術室に管理区域を設けて、医療法施行規則第30条の16に定める管理区域の基準が満たされていること。
- 2 当該手術室における当該装置の取扱い及び管理等に関し、管理責任者を選任すること。
- 3 当該発生装置又は当該照射装置の電源の形状の特定化を行う等により、当該手術室でのみ電源の供給ができる構造のものとする。

業務内容

- 特別な理由により移動して手術室で使用

防護措置の概要

別記第24号様式(第21条関係)

診療用放射線照射装置設置届

年 月 日

和歌山県知事 様

管理者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり診療用放射線照射装置を設置したいので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第26条の規定により届け出ます。

記

病院又は診療所	名 称			
	所在地	〒	電話番号 ()	FAX番号 ()
予定使用開始年月日	年 月 日	台 数	台	

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ(胸腹部用、頭部頸部用) ガラスリング・ポケット線量計・TLD その他()	無
放射線量測定線量計 (当該装置の放射線量の測定)	有	種類・名称	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図
- 2 管理区域及び標識の位置を明示した管理区域隣接部の平面図(上下階を含む。)
- 3 使用室・貯蔵室等の標識、使用中の表示及び注意事項の掲示する位置を明示した使用室詳細図(平面図及び立面図)
- 4 管理区域、敷地の境界、入院患者の防護、貯蔵施設、貯蔵容器、貯蔵箱、運搬容器及び治療病室等に係る遮へい計算書
- 5 文部科学省への許可申請書(写し)及び放射線障害予防規程
- 6 放射線障害の防止に関する病院内機構(責任者氏名を含む。)及び放射線障害防止の院内規程
- 7 事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網
- 8 RIの入手、使用又は廃棄に係る帳簿の様式

診療用放射線照射装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴		
職 種	氏 名 (生年月日)	経 歴

(注) 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日及び免許証の番号を必ず記入すること。

診療用放射線照射装置に関する事項	
製 作 者 名	
型 式 (製造年月)	(年 月)
装備する放射性同位元素の種類	
装備する放射性同位元素の数量	Bq

診療用放射線照射装置を使用するための施設の概要		
診 療 用 放 射 線 照 射 装 置 使 用 室	有(部屋数) ・ 無	
貯 蔵 施 設	貯 蔵 室	有(部屋数) ・ 無
	貯 蔵 箱	有(箱数) ・ 無
放 射 線 治 療 病 室	有(部屋数) ・ 無	
診療用放射線照射装置を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者を放射線治療病室に入院させない場合	有 ・ 無 (注) 有の場合、防護措置、汚染防止措置等を別紙で添付すること。	
運 搬 容 器	有(数) ・ 無	
使用の場所の制限(該当する使用事項があればチェックすること。) ・ 業務内容 <input type="checkbox"/> 使用室内でエックス線装置を使用 <input type="checkbox"/> 使用室内で移動型透視用エックス線装置を使用 <input type="checkbox"/> 使用室内で診療用放射線照射器具を使用 <input type="checkbox"/> 特別の理由によりエックス線診療室で使用 <input type="checkbox"/> 特別の理由により診療用放射性同位元素使用室で使用 <input type="checkbox"/> 特別の理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用 ・ 防護措置		

診療用放射線照射装置の放射線障害防止に関する事項	
放射線源容器の空気カーマ率	医療法施行規則第30条の3第1号の規定を 超える ・ 超えない
二次電子ろ過版	有 ・ 無
照射口開閉用遠隔装置	有 ・ 無
操作室	有 ・ 無
患者監視モニター	有 ・ 無
エックス線装置(シミュレーター)の併設	有 ・ 無

診療用放射線照射装置使用室の放射線障害防止に関する事項		
使用室の名称		
建築物の主要構造部等の設備	耐火構造・不燃材料・その他()	
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	
使用時間の記帳の必要	有 ・ 無	
人が常時出入りする出入口の数	か所	
インターロック装置	有 ・ 無	
使用室の標識	有 ・ 無	
放射線障害の防止に必要な注 意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無
移動型透視用エックス線装置の使用	有 ・ 無	

放射線治療病室の放射線障害防止に関する事項		
治療病室の名称		
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	
人が常時出入りする出入口の数	か所	
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)
	天井	
	扉	
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況	有 ・ 無	
耐浸食性・耐浸透性	有 ・ 無	
治療病室の標識	有 ・ 無	
治療を受けている患者への標示	有 ・ 無	
放射線障害の防止に必要な注 意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無

診療用放射線照射装置の使用施設等の放射線障害防止に関する事項		
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有 ・ 無
	立入制限措置	有(扉、さく、その他) ・ 無
	管理区域の標識	有 ・ 無
敷地内及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置		有 ・ 無
入院患者(放射線治療患者を除く。)の被ばくの実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無
従事者の被ばく防止用器具		有 防護エプロン その他 ・ 無
個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性		有 ・ 無
入手、使用又は廃棄に係る帳簿		有 ・ 無

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する事項		
貯蔵の方法	貯蔵室 ・ 貯蔵箱	
人が常時出入りする出入口の数	か所	
貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	
貯蔵室の主要構造部の耐火性	有 ・ 無	
室の開口部の防火戸	有 ・ 無	
貯蔵室で防火戸がない場合、耐火性の構造の容器	(有 ・ 無)	
貯蔵箱の耐火性	有 ・ 無	
照射装置を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合	(有 ・ 無)	
扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備	有(かぎ、その他) ・ 無	
貯蔵施設の標識	有 ・ 無	
貯蔵容器、運搬容器の有無	貯蔵容器	有 ・ 無
	運搬容器	有 ・ 無
照射装置を貯蔵した貯蔵箱等の扉、ふた等を開放した場合の1mにおける実効線量率が100 μ Sv/時以下となる措置	有 ・ 無	
貯蔵時に貯蔵容器から1mにおける実効線量率が100 μ Sv/時以下となる措置	有 ・ 無	
貯蔵容器・運搬容器の標識	有 ・ 無	
貯蔵・運搬物の表示	種類	有 ・ 無
	数量	有 ・ 無
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無

別記第25号様式 (第22条関係)

診療用放射線照射器具設置届

年 月 日

和歌山県知事 様

管理者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

下記のとおり診療用放射線照射器具を設置したいので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第27条第1項(第27条第2項)の規定により届け出ます。

記

病院 又は 診療所	名称			
	所在地	〒	電話番号 ()	FAX番号 ()
予定使用開始年月日	年 月 日	台 数	台	

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ(胸腹部用、頭部頸部用) ガラスリング・ポケット線量計・TLD その他()	無
放射線量測定線量計 (当該装置の放射線量の測定)	有	種類・名称	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図
- 2 管理区域及び標識の位置を明示した管理区域隣接部の平面図(上下階を含む。)
- 3 使用室・貯蔵室等の標識、使用中の表示及び注意事項の掲示する位置を明示した使用室詳細図(平面図及び立面図)
- 4 管理区域、敷地の境界、入院患者の防護、貯蔵施設、貯蔵容器、貯蔵箱、運搬容器及び治療病室等に係る遮へい計算書
- 5 文部科学省への許可申請書(写し)及び放射線障害予防規程
- 6 放射線障害の防止に関する病院内機構(責任者氏名を含む。)及び放射線障害防止の院内規程
- 7 事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網
- 8 RIの入手、使用又は廃棄に係る帳簿の様式

診療用放射線照射器具を使用する医師、歯科医師又は 診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴		
職 種	氏 名 (生年月日)	経 歴

(注) 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日及び免許証の番号を必ず記入すること。

診療用放射線照射器具に関する事項			
放射線同位元素の種類			
放射線同位元素の物理的半減期			
型 式			
1個当たりの数量(Bq)			
個 数			
合 計 数 量(Bq)			
物理的半減期30日以下のもの	1日の最大使用予定数量(Bq)		
	最大貯蔵予定数量(Bq)		

診療用放射線照射器具を使用するための施設の概要	
診療用放射線照射器具使用室	有(部屋数) ・ 無
貯蔵施設	貯蔵室 有(部屋数) ・ 無
	貯蔵箱 有(箱数) ・ 無
放射線治療病室	有(部屋数) ・ 無
診療用放射線照射器具を持続的に体内に挿入して治療を受けている患者を放射線治療病室に入院させない場合	有 ・ 無 (注) 有の場合、防護装置、汚染防止措置等を別紙で添付すること。
運搬容器	有(数) ・ 無
使用の場所の制限(該当する使用事項にチェックすること。) 業務内容 <input type="checkbox"/> 使用室内でエックス線装置を使用 <input type="checkbox"/> 使用室内で移動型エックス線装置を使用 <input type="checkbox"/> 特別の理由によりエックス線診療室で使用 <input type="checkbox"/> 特別の理由により診療用放射性同位元素使用室で使用 <input type="checkbox"/> 特別の理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用 <input type="checkbox"/> 手術室で一時的に使用 <input type="checkbox"/> 移動させることが困難な患者に対し、放射線治療病室で使用 <input type="checkbox"/> 集中強化治療室又は心疾患強化治療室における一時的な使用 防護措置の概要	

診療用放射線照射器具使用室の放射線障害防止に関する事項		
使用室の名称		
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有	無
使用時間の記帳の必要	有	無
人が常時出入りする出入口の数	か所	
使用室の標識	有	無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	無
	従事者用	無
移動型透視用エックス線装置の使用	有	無

放射線治療病室の放射線障害防止に関する事項		
治療病室の名称		
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有	無
人が常時出入りする出入口の数	か所	
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有) 無
	床内装材 (平滑の有無)	(有) 無
	天井	
	扉	
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況	有	無
耐浸食性・耐浸透性	有	無
治療病室の標識	有	無
治療を受けている患者への標示	有	無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	無
	従事者用	無

診療用放射線照射器具の使用施設等の放射線障害防止に関する事項		
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有 無
	立入制限措置	有(扉、さく、その他) 無
	管理区域の標識	有 無
敷地内及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置	有	無
入院患者(放射線治療患者を除く。)の被ばくの実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有	無
従事者の被ばく防止用器具	有 防護エプロン その他	無
個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性	有	無
入手、使用又は廃棄に係る帳簿	有	無

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する事項				
貯蔵の方法	貯蔵室 ・ 貯蔵箱 (注) 貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は、当該箱を設置する部屋を貯蔵室と置きかえて記入すること。			
人が常時出入りする出入口の数	か所			
貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有	・	無	
貯蔵室の主要構造部の耐火性	有	・	無	
室の開口部の防火戸	有	・	無	
貯蔵室で防火戸がない場合、耐火性の構造の容器	(有	・	無)	
貯蔵箱の耐火性	有	・	無	
照射装置を耐火性の構造の容器に入れて貯蔵する場合	(有	・	無)	
扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備	有(かぎ、その他)・	無	
貯蔵施設の標識	有	・	無	
貯蔵容器、運搬容器の有無	貯蔵容器		運搬容器	
	有	・	無	
照射装置を貯蔵した貯蔵箱等の扉、ふた等を開放した場合の1mにおける実効線量率が100μSv/時以下となる措置	有	・	無	
貯蔵箱に貯蔵容器から1mにおける実効線量率が100μSv/時以下となる措置	有	・	無	
貯蔵容器・運搬容器の標識	有	・	無	
貯蔵・運搬物の標示	種類	有	・	無
	数量	有	・	無
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有	・	無
	従事者用	有	・	無

別記第26号様式 (第23条関係)

診療用放射線照射器具翌年使用予定届

年 月 日

和歌山県知事 様

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり診療用放射線照射器具の翌年における年間使用予定数量等を、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第27条第3項の規定により届け出ます。

記

病 院 又 は 診 療 所	名 称	
	所 在 地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
翌年使用 予定数量	形式	
	個数	
	種類	
	数量(Bq)	
本年使用 数量	形式	
	個数	
	種類	
	数量(Bq)	
届出時の 年間使用 数量	形式	
	個数	
	種類	
	数量(Bq)	

別記第27号様式 (第24条関係)

放射性同位元素装備診療機器設置届

年 月 日

和歌山県知事 様

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり放射性同位元素装備診療機器を設置したいので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第27条の2の規定により届け出ます。

記

病 院 又 は 診 療 所	名 称			
	所 在 地	〒	電話番号 ()	FAX番号 ()
予定使用開始年月日	年 月 日	台 数	台	

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ(胸腹部用、頭部頸部用) ガラスリング・ポケット線量計・TLD その他()	無
放射線量測定線量計 (当該装置の放射線量の測定)	有	種類・名称	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図
- 2 使用室・貯蔵室等の標識、使用中の表示及び注意事項の掲示する位置を明示した管理区域並びに使用室の詳細図(平面図及び立面図)
- 3 機器及び使用室等に係る遮へい計算書
- 4 文部科学省への許可申請書(写し)及び放射線障害予防規程
- 5 放射線障害の防止に関する病院内機構(責任者氏名を含む。)及び放射線障害防止の院内規程
- 6 事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網

放射性同位元素装備診療機器を使用する医師、歯科医師 又は診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴		
職種	氏名(生年月日)	経歴

(注) 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日及び免許証の番号を必ず記入すること。

放射性同位元素装備診療機器に関する事項		
機器の種類		
製作者名		
型式(製造年月)	(年 月)	(年 月)
装備する放射性同位元素の種類		
装備する放射性同位元素の数量	(Bq)	(Bq)

(注) 機器の種類には、骨塩定量分析装置、ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ、輸血用血液照射装置の別を記入すること。

放射性同位元素装備診療機器使用室の放射線障害防止及び予防措置に関する事項		
室名		
建築物の主要構造部等の設備		耐火構造・不燃材料・その他()
出入口のかぎ・器具類等の閉鎖設備		有 ・ 無
間仕切り及びその他の適切な予防措置		有 ・ 無
使用室の標識		有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無
管 理 区 域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置	有 ・ 無
	管理区域の標識	有 ・ 無
	立入制限措置	有 ・ 無
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置		有 ・ 無
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無
従事者の被ばく防止器具		有(防護エプロン・その他) ・ 無
個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性		有 ・ 無

別記第28号様式 (第25条関係)

診療用放射性同位元素設置届

年 月 日

和歌山県知事 様

管理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり診療用放射性同位元素を設置したいので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第28条第1項の規定により届け出ます。

記

病 院 又 は 診 療 所	名 称	
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
使用開始(予定)年月日		年 月 日

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ(胸腹部用、頭部頸部用)、ガラスリング、ポケット線量計、TLD、その他()	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無
放射性同位元素の入手、使用、廃棄に係るベクレル単位での放射能測定器	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域及び標識の位置を明示した管理区域隣接部の平面図(上下階を含む。)
- 3 使用室・貯蔵室等の標識、管理区域の標識及び注意事項の掲示する位置を明示した使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の詳細図(平面図及び立面図)
- 4 給水、吸気、排気及び排水の経路図面
- 5 管理区域、敷地の境界及び使用室等に係る遮へい計算書
- 6 放射線障害の防止に関する病院内機構(責任者氏名を含む。)及び放射線障害防止の院内規程
- 7 事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網
- 8 RIの入手、使用、廃棄に係る帳簿の様式
- 9 各放射線測定器の動作特性等の判明する書類

診療用放射性同位元素に関する事項					
項目	群別				
放射性同位元素の形状					
本年使用予定数量(Bq)					
1日最大使用予定数量(Bq)					
3月間最大使用予定数量(Bq)					
1年最大使用予定数量(Bq)					
最大貯蔵予定数量(Bq)					

(注) 使用予定核種の種類が多いときは、同様式で別紙を作成すること。

診療用放射性同位元素を使用する医師、歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴		
氏名	生年月日	経歴

(注) 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日及び免許証の番号を必ず記入すること。

診療用放射性同位元素を使用するための施設の概要		
使用室	診療室(計測、測定室)	有(部屋数) ・ 無
	準備室	有(部屋数) ・ 無
	汚染検査室(場所)	有(部屋数) ・ 無
	汚染除去室(場所)	有(部屋数) ・ 無
	更衣設備	有(部屋数) ・ 無
	専用便所	有(部屋数) ・ 無
貯蔵施設	貯蔵室	有(部屋数) ・ 無
	貯蔵箱	有(箱数) ・ 無
廃棄施設	排水設備	有 ・ 無
	排気設備	有 ・ 無
	保管廃棄設備	有 ・ 無
	焼却設備	有 ・ 無
診療用放射性同位元素による治療		有 ・ 無
放射線治療病室		有(部屋数) ・ 無
診療用放射性同位元素による治療を受けている患者を放射線治療病室に入院させない場合		有 ・ 無 (注) 有の場合、防護措置、汚染防止措置等を別紙で添付すること。
運搬容器		有(数) ・ 無

診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する事項			
画壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有	無
診療室(計測、測定室)と準備室の区画		有	無
使用室から外部への出入口		か所	
		準備室	診察室
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	天井		
	扉		
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		有 ・ 無	有 ・ 無
耐腐食性 ・ 耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無
排気設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備		有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備の排水設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無
フード、グローブボックス等の設備		有 ・ 無	
上記装置の排気設備への連結		有 ・ 無	
使用室等の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な 注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無	有 ・ 無

(注) 診察室又は準備室が多数ある場合は、この様式で別紙を作成すること。

診療用放射性同位元素使用室(付属室)の放射線障害防止に関する事項				
面壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無		
		汚染検査室	汚染除去室	専用便所
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	天井			
	扉			
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
耐腐食性 ・ 耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備の排水設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
汚染除去用機材			有 ・ 無	
更衣設備		有 ・ 無	有 ・ 無	
汚染検査用放射線測定器		有(種類、名称) ・ 無		
汚染除去用器具類		名称、数		
個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性		有 ・ 無		

(注) その他使用施設内で従事者等が立ち入る部屋等がある場合は、この様式で別紙を作成すること。

放射線治療病室の放射線障害防止に関する事項					
治療病室名					
面壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有	・	無	
汚染検査室(場所)		有	・	無	
汚染除去室(場所)		有	・	無	
更衣設備		有	・	無	
		治療病室	汚染検査室	汚染除去室	専用便所
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	天井				
洗浄設備		有・無	有・無	有・無	有・無
洗浄設備の排水設備への連結		有・無	有・無	有・無	有・無
汚染除去用機材		有・無	有・無	有・無	有・無
放射線治療病室の標識		有・無	有・無	有・無	有・無
治療を受けている患者への標示		有・無	有・無	有・無	有・無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有・無	有・無	有・無	有・無
	従事者用	有・無	有・無	有・無	有・無
汚染検査用放射線測定器		有(種類、名称) ・ 無			
汚染除去用器具類		名称、数			

貯蔵施設の放射線障害防止に関する事項		
貯蔵の方法	貯蔵室 ・ 貯蔵箱 (注) 貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は、当該箱を設置する部屋を貯蔵室と置き換えて記入すること。	
貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有	無
貯蔵室の主要構造部の耐火性	有	無
人が常時出入りする出入口の数		か所
室の開口部の防火戸	有	無
貯蔵箱の耐火性	有	無
扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備	有(かぎ、その他) ・ 無	
貯蔵施設の標識	有	無
貯蔵容器、運搬容器の有無	貯蔵容器	運搬容器
	有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵時に貯蔵容器から1mにおける実効線量率が100 μ Sv/時以下となるような措置	有 ・ 無	有 ・ 無
気密性	有 ・ 無	有 ・ 無
液体のこぼれにくい構造	有 ・ 無	有 ・ 無
耐浸透性	有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器の標識	有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵物の表示	種類	有 ・ 無
	数量	有 ・ 無
受け皿、吸水材その他汚染の広がり防止の設備器具類	有(名称、数) ・ 無	
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無

廃棄施設の放射線障害防止に関する事項				
施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無		
容 量 及 び 基 数	貯留槽		希釈槽	
	m ³ × 基		m ³ × 基	
耐 漏 水 性	有 ・ 無		有 ・ 無	
耐 浸 透 性	有 ・ 無		有 ・ 無	
耐 腐 食 性	有 ・ 無		有 ・ 無	
排水口において濃度限度(医療法施行規則第30条の26第1項)以下とする能力		有 ・ 無		
排 水 監 視 設 備		有(種類、名称) ・ 無		
敷地の境界における濃度限度		医療法施行規則第30条の26第1項 超える ・ 超えない		
廃 液 採 取 設 備		有 ・ 無		
廃 液 濃 度 測 定 構 造		有 ・ 無		
廃 液 流 出 調 節 設 備		有 ・ 無		
廃液処理槽の上部の開口部におけるふた又は周囲の立入制限措置		有 ・ 無		
排 水 設 備 の 標 識	排 水 管	有 ・ 無		
	廃 液 処 理 槽	有 ・ 無		
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患 者 用	有 ・ 無		
	従 事 者 用	有 ・ 無		
排気設備				
施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無		
排 風 機 の 能 力 及 び 基 数		m ³ /時間 × 基		
フ ィ ル タ ー	種 類	HEPAフィルター	チャコールフィルター	
	性 能	%	%	%
排気口において濃度限度(医療法施行規則第30条の26第1項)以下とする能力		有 ・ 無		
排 気 監 視 設 備		有(種類、名称) ・ 無		
境 界 に お け る 濃 度 限 度		医療法施行規則第30条の26第1項 超える ・ 超えない		
人が常時立ち入る場所における濃度限度(医療法施行規則第30条の26第2項)以下とする能力		有 ・ 無		
気 密 性		有 ・ 無		
耐 腐 食 性		有 ・ 無		
空 気 の 広 が り を 防 止 す る 措 置		有(ダンパー・その他) ・ 無		
排 気 設 備 の 標 識	排 気 浄 化 装 置	有 ・ 無		
	排 気 管	有 ・ 無		
	排 気 口	有 ・ 無		
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患 者 用	有 ・ 無		
	従 事 者 用	有 ・ 無		

保管廃棄設備		
室名		
施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有	無
閉鎖設備	有	無
液体のこぼれにくい措置	有	無
保管廃棄容器の標識	有	無
保管廃棄設備の標識	有	無
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	無
	従事者用	無

焼却設備				
両壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有	無	
焼却炉	気密性	有	無	
	灰の飛散防止構造	有	無	
	排気設備への連結	有	無	
	排出口と廃棄作業室の連結	有	無	
		廃棄作業室	汚染検査室	
廃棄作業室及び汚染検査室	内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)
		床内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)
		天井		
		扉		
		焼却炉との連結部分 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		適	不適	
耐腐食性・耐浸透性		有	無	
フード、グローブボックス等の設備		有・無		
上記装置の排気設備への連結		有・無		
更衣設備			有・無	
洗浄設備			有・無	
上記設備の排水設備への連結			有・無	
汚染検査の放射線測定器			有・無 種類、形式等	
汚染の除去に必要な機材			有・無 種類、個数等	
室の標識		有・無	有・無	
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者用	有・無	
		従事者用	有・無	

診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する事項		
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3か月となる措置	有 ・ 無
	管理区域の標識	有 ・ 無
	立入制限措置	有 ・ 無
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250 μ Sv/3月以下となる措置		有 ・ 無
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無
取扱者の遵守事項	作業衣等の着用及び退出制限	有 ・ 無
	表面密度限度を超えている汚染物の持ち出し	有 ・ 無
	汚染物の管理区域からの持ち出し	有 ・ 無
	治療を受けている患者への標示	有 ・ 無
放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所で飲食又は喫煙の措置		有 ・ 無
従事者の被ばく防止器具		有(鉛手袋・防護眼鏡・その他) ・ 無
入手、使用又は廃棄に係る帳簿		有(保管場所) ・ 無
使用場所の制限(該当する使用事項があればチェックすること。)		
業務内容		
<input type="checkbox"/> 手術室での一時的な使用 <input type="checkbox"/> 移動させることが困難な患者に対して放射線治療病室において使用する場合 <input type="checkbox"/> 集中強化治療室又は心疾患強化治療室における一時的な使用 <input type="checkbox"/> 特別な理由により陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室で使用 <input type="checkbox"/> 使用室内での엑스線装置の使用 <input type="checkbox"/> 使用室内での放射線照射装置の使用 <input type="checkbox"/> 使用室内での放射線照射器具の使用		
防護措置の概要		

別記第28号様式の2 (第25条関係)

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素設置届

年 月 日

和歌山県知事 様

管 理 者	住所	〒 電話番号 ()
	氏名	

下記のとおり陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を設置したいので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第28条第1項の規定により届け出ます。

記

病 院 又 は 診 療 所	名 称	
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
使用開始(予定)年月日		年 月 日

放射線診療従事者の被ばく測定器の名称	有	ガラスバッチ(胸腹部用、頭部頸部用)、ガラスリング、ポケット線量計、TLD、その他()	無
放射線測定器又は用具 (放射線障害が発生するおそれのある場所の測定)	有	種類・名称	無
放射性同位元素の入手、使用、廃棄に係るベクレル単位での放射能測定器	有	種類・名称	無

添付書類

- 1 病院又は診療所の全体図面
- 2 管理区域及び標識の位置を明示した管理区域隣接部の平面図(上下階を含む。)
- 3 使用室・貯蔵室等の標識、管理区域の標識及び注意事項の掲示する位置を明示した使用室、貯蔵施設及び廃棄施設の詳細図(平面図及び立面図)
- 4 給水、吸気、排気及び排水の経路図面
- 5 管理区域、敷地の境界及び使用室等に係る遮へい計算書
- 6 放射線障害の防止に関する病院内機構(安全管理者氏名を含む。)及び放射線障害防止の院内規程
- 7 事故発生時の関係機関への通報基準及び連絡網
- 8 RIの入手、使用、廃棄に係る帳簿の様式
- 9 各放射線測定器の動作特性等の判明する書類
- 10 従事する医師、歯科医師及び診療放射線技師の陽電子断層撮影診療に関する所定の研修の修了証等

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する事項					
項目	群別				
放射性同位元素の形状					
本年使用予定数量(Bq)					
1日最大使用予定数量(Bq)					
3月間最大使用予定数量(Bq)					
1年最大使用予定数量(Bq)					
最大貯蔵予定数量(Bq)					

(注) 使用予定核種の種類が多いときは、同様式で別紙を作成すること。

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師、歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴			
氏名	生年月日	常勤・非常勤の別	経歴

(注)1 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日、免許証の番号及び核医学診断を始めた時期からの経歴(年月、施設名等)を記入すること。

2 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用する医師又は歯科医師の1名以上は次の全ての項目に該当すること。

- ① 当該病院又は診療所の常勤職員であること。
- ② 放射線障害防止に関する病院(診療所)内機構における安全管理責任者であること。
- ③ 核医学診断の経験を3年以上有していること。
- ④ 次の内容を含む講義又は実習等の研修を終了していること。
 - ・ 陽電子断層撮影診療に係る施設の概要に関する事項
 - ・ サイクロトロン装置の原理と安全管理に関する事項
 - ・ FDG製剤を含めた陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の製造方法、精度管理及び安全管理に関する事項
 - ・ 陽電子断層撮影診療の測定原理に関する事項
 - ・ 陽電子断層撮影装置の性能点検と校正に関する事項
 - ・ FDG製剤を用いた陽電子断層撮影診療の臨床使用に関するガイドラインに関する事項
 - ・ 放射線の安全管理、放射性同位元素の取扱い及び陽電子断層撮影診療に関わる医療従事者の被ばく管理に関する事項
 - ・ 医療法、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等放射線の安全管理に関する各種法令及び放射線の安全管理に係る関係府省庁の通知等に関する事項

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に係る放射線障害の防止に関する予防措置			
安全管理に専ら従事する診療放射線技師の氏名及び放射線診療に関する経歴			
氏名	生年月日	常勤・非常勤の別	経歴
安全管理体制の委員会等の設置		有 ・ 無	

(注)1 経歴の欄には、免許の種類、免許取得年月日、免許証の番号及び放射線安全管理の経歴(年月、施設名等)を記入すること。

2 陽電子断層撮影診療に従事する診療放射線技師は、下記の項目に該当すること。

- ① 放射線障害防止に関する病院(診療所)内機構における安全管理に専ら従事していること。
- ② 前記注2④の内容を含む講義又は実習等の研修を終了していること。

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を使用するための施設の概要		
使用室	診療室(撮影室、投与する部屋)	有 (部屋数) ・ 無
	患者待機室	有 (部屋数) ・ 無
	準備室(投与可能にする部屋)	有 (部屋数) ・ 無
	準備室(サイクロトロン生成物の小分け等)	有 (部屋数) ・ 無
	汚染検査室(場所)	有 (部屋数) ・ 無
	汚染除去室(場所)	有 (部屋数) ・ 無
	更衣設備	有 (部屋数) ・ 無
	専用便所	有 (部屋数) ・ 無
陽電子放射断層撮影を操作する場所の区画		有 ・ 無
貯蔵施設	貯蔵室	有 (部屋数) ・ 無
	貯蔵箱	有 (箱数) ・ 無
廃棄施設	排水設備	有 ・ 無
	排気設備	有 ・ 無
	保管廃棄設備	有 ・ 無
	焼却設備	有 ・ 無
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素による治療		有 ・ 無
放射線治療病室		有 (部屋数) ・ 無
陽電子断層撮影放射性同位元素による治療を受けている患者を放射線治療病室に入院させない場合		有 ・ 無 (注) 有の場合、防護措置、汚染防止措置等を別紙で添付すること。
運搬容器		有 (数) ・ 無
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素に関する製造設備		
サイクロトロン設備		有 ・ 無
サイクロトロン製造核種		

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室の放射線障害防止に関する事項				
主要構造部の耐火構造又は不燃材料の必要性		要する	・	要しない
面壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有	・	無
診療室(撮影室)と準備室及び待機室の区画		有	・	無
使用室から外部への出入口		か所		
		準備室	診察室	待機室
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	天井			
	扉			
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		有・無	有・無	有・無
耐腐食性・耐浸透性		有・無	有・無	有・無
排気設備への連結		有・無	有・無	有・無
洗浄設備		有・無	有・無	有・無
洗浄設備の排水設備への連結		有・無	有・無	有・無
フード、グローブボックス等の設備		有・無		
上記装置の排気設備への連結		有・無		
使用室等の標識		有・無	有・無	有・無
放射線障害の防止に必要な 注意事項の掲示	患者用	有・無	有・無	有・無
	従事者用	有・無	有・無	有・無

(注) 診察室又は準備室が多数ある場合は、この様式で別紙を作成すること。

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室(附属室)の放射線障害防止に関する事項				
面壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無		
		汚染検査室	汚染除去室	専用便所
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)	(有 ・ 無)
	天井			
	扉			
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
耐腐食性 ・ 耐浸透性		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
洗浄設備の排水設備への連結		有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
汚染除去用機材			有 ・ 無	
更衣設備		有 ・ 無	有 ・ 無	
汚染検査用放射線測定器		有(種類、名称) ・ 無		
汚染除去用器具類		名称、数		
個人被ばく線量で不均等被ばくの可能性		有 ・ 無		

(注) その他使用施設内で従事者等が立ち入る部屋等がある場合は、この様式で別紙を作成すること。

放射線治療病室の放射線障害防止に関する事項					
治療病室名					
面壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有	・	無	
汚染検査室(場所)		有	・	無	
汚染除去室(場所)		有	・	無	
更衣設備		有	・	無	
		治療病室	汚染検査室	汚染除去室	専用便所
内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	床内装材 (平滑の有無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)	(有・無)
	天井				
洗浄設備		有・無	有・無	有・無	有・無
洗浄設備の排水設備への連結		有・無	有・無	有・無	有・無
汚染除去用機材				有・無	
放射線治療病室の標識		有・無			
治療を受けている患者への標示		有・無			
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有・無	有・無	有・無	有・無
	従事者用	有・無	有・無	有・無	有・無
汚染検査用放射線測定器		有(種類、名称) ・ 無			
汚染除去用器具類		名称、数			

貯蔵施設の放射線障害防止に関する事項		
貯蔵の方法	貯蔵室 ・ 貯蔵箱 (注) 貯蔵箱のみにより貯蔵する場合は、当該箱を設置する部屋を貯蔵室と置き換えて記入すること。	
貯蔵施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有	無
貯蔵室の主要構造部の耐火性	有	無
人が常時出入りする出入口の数	か所	
室の開口部の防火戸	有	無
貯蔵箱の耐火性	有	無
扉、ふた等外部に通じる部分の閉鎖設備	有(かぎ、その他) ・ 無	
貯蔵施設の標識	有	無
貯蔵容器、運搬容器の有無	貯蔵容器	運搬容器
	有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵時に貯蔵容器から1mにおける実効線量率が100 μ Sv/時以下となるような措置	有 ・ 無	有 ・ 無
気密性	有 ・ 無	有 ・ 無
液体のこぼれにくい構造	有 ・ 無	有 ・ 無
耐浸透性	有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵容器の標識	有 ・ 無	有 ・ 無
貯蔵物の表示	種類	有 ・ 無
	数量	有 ・ 無
受け皿、吸水材その他汚染の広がり防止の設備器具類	有(名称、数) ・ 無	
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無

廃棄施設の放射線障害防止に関する事項			
施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無	
容 量 及 び 基 数		貯留槽	
		希釈槽	
		m ³ × 基	
耐 漏 水 性		有 ・ 無	
耐 浸 透 性		有 ・ 無	
耐 腐 食 性		有 ・ 無	
排水口において濃度限度(医療法施行規則第30条の26第1項)以下とする能力		有 ・ 無	
排 水 監 視 設 備		有(種類、名称) ・ 無	
敷 地 の 境 界 に お け る 濃 度 限 度		医療法施行規則第30条の26第1項 超える ・ 超えない	
廃 液 採 取 設 備		有 ・ 無	
廃 液 濃 度 測 定 構 造		有 ・ 無	
廃 液 流 出 調 節 設 備		有 ・ 無	
廃液処理槽の上部の開口部におけるふた又は周囲の立入制限措置		有 ・ 無	
排 水 設 備 の 標 識	排 水 管	有 ・ 無	
	廃 液 処 理 槽	有 ・ 無	
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患 者 用	有 ・ 無	
	従 事 者 用	有 ・ 無	
排気設備			
排 気 設 備 の 必 要 性		有 ・ 無	
施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有 ・ 無	
排 風 機 の 能 力 及 び 基 数		m ³ /時間 × 基	
フ ィ ル タ ー	種 類	HEPAフィルター	チャコールフィルター
	性 能	%	%
排気口において濃度限度(医療法施行規則第30条の26第1項)以下とする能力		有 ・ 無	
排 気 監 視 設 備		有(種類、名称) ・ 無	
境 界 に お け る 濃 度 限 度		医療法施行規則第30条の26第1項 超える ・ 超えない	
人が常時立ち入る場所における濃度限度(医療法施行規則第30条の26第2項)以下とする能力		有 ・ 無	
気 密 性		有 ・ 無	
耐 腐 食 性		有 ・ 無	
空 気 の 広 が り を 防 止 す る 措 置		有(ダンパー・その他) ・ 無	
排 気 設 備 の 標 識	排 気 浄 化 装 置	有 ・ 無	
	排 気 管	有 ・ 無	
	排 気 口	有 ・ 無	
放射線障害防止に必要な注意事項の掲示	患 者 用	有 ・ 無	
	従 事 者 用	有 ・ 無	

保管廃棄設備		
室名		
施設外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置	有 ・ 無	
閉鎖設備	有 ・ 無	
液体のこぼれにくい措置	有 ・ 無	
保管廃棄容器の標識	有 ・ 無	
保管廃棄設備の標識	有 ・ 無	
放射線障害防止に必要な 注意事項の掲示	患者用	有 ・ 無
	従事者用	有 ・ 無
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の1日最大使用量が下記の数量以下であるか否か 炭素11 1テラベクレル 窒素13 1テラベクレル 酸素15 1テラベクレル フッ素18 5テラベクレル	以下である ・ 超えている	
上記の1日最大使用数量が以下である場合 規則第30条の11第4項の規定による保管廃棄を行うか	行う ・ 行わない	

焼却設備			
面壁外側の実効線量が1mSv/週以下となる措置		有	無
焼却炉	気密性	有	無
	灰の飛散防止構造	有	無
	排気設備への連結	有	無
	排出口と廃棄作業室の連結	有	無
		廃棄作業室	汚染検査室
廃棄作業室及び汚染検査室	内装材及び平滑の有無	壁内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無) (有 ・ 無)
		床内装材 (平滑の有無)	(有 ・ 無) (有 ・ 無)
		天井	
		扉	
		焼却炉との連結部分 (平滑の有無)	(有 ・ 無) (有 ・ 無)
突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの状況		適	不適
耐腐食性・耐浸透性		有	無
フード、グローブボックス等の設備		有 ・ 無	
上記装置の排気設備への連結		有 ・ 無	
更衣設備			有 ・ 無
洗浄設備			有 ・ 無
上記設備の排水設備への連結			有 ・ 無
汚染検査の放射線測定器			有 ・ 無 種類、形式等
汚染の除去に必要な機材			有 ・ 無 種類、個数等
室の標識		有 ・ 無	有 ・ 無
放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	患者用	有	無
	従事者用	有	無

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用施設、貯蔵施設、廃棄施設等の放射線障害防止に関する事項		
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3mSv/3か月となる措置	有 ・ 無
	管理区域の標識	有 ・ 無
	立入制限措置	有 ・ 無
敷地内居住区域及び敷地の境界における実効線量が250μSv/3月以下となる措置		有 ・ 無
入院患者(診療により被ばくする放射線を除く。)の実効線量が1.3mSv/3月以下となる措置		有 ・ 無
取扱者の遵守事項	作業衣等の着用及び退出制限	有 ・ 無
	表面密度限度を超えている汚染物の持ち出し	有 ・ 無
	汚染物の管理区域からの持ち出し	有 ・ 無
	治療を受けている患者への標示	有 ・ 無
放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所で飲食又は喫煙の措置		有 ・ 無
従事者の被ばく防止器具		有(鉛手袋・防護眼鏡・その他) ・無
入手、使用又は廃棄に係る帳簿		有(保管場所)・無
使用場所の制限(該当する使用事項があればチェックすること。)		
業務内容		
<input type="checkbox"/> 使用室内での陽電子 - CT複合装置の使用 <input type="checkbox"/> 上記の陽電子 - CT複合装置を用いて、陽電子断層撮影画像を得ることを目的とせず、CT撮影画像のみを得るために当該複合装置を使用 <input type="checkbox"/> 使用室内での放射線照射装置の使用(吸収補正線源に限る。) <input type="checkbox"/> 使用室内での放射線照射器具の使用(吸収補正線源に限る。) <input type="checkbox"/> 使用室内での診療用放射性同位元素の使用		
防護措置の概要		

別記第29号様式 (第26条関係)

診療用放射性同位元素 } 翌年使用予定届
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 }

年 月 日

和歌山県知事 様

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり 診療用放射性同位元素 の翌年における年間使用予定数
 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
 量等を、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第28条第2項の規定により届け出ます。

記

病院又は 診療所	名 称	
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
翌年使 用予定 数量	種 類	
	形 状	
	年 使 用 数 量(Bq)	
本年使 用数量	種 類	
	年 使 用 数 量(Bq)	
	1日最大使用数量	
	3月間最大使用数量	
届出時 の年間 使用数 量	種 類	
	年 使 用 数 量(Bq)	
	1日最大使用数量	

別記第30号様式 (第27条関係)

診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置届出事項変更届

年 月 日

和歌山県知事 様
和歌山県 保健所長

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)設置届出事項を変更した(したい)ので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第29条第1項(第29条第2項)の規定により届け出ます。

記

病院又は 診療所	名 称	
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
変更(予定)年月日	年 月 日	
変更の内容		
変更前		変更後
変更の理由		

(注) 変更届は、変更すべき事項について、当該事項を記載している診療用エックス線装置等の設置届の様式を添付すること。

別記第31号様式 (第28条関係)

診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)廃止届

年 月 日

和歌山県知事様
和歌山県 保健所長

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

下記のとおり診療用エックス線装置(診療用高エネルギー放射線発生装置、診療用粒子線照射装置、診療用放射線照射装置、診療用放射線照射器具、放射性同位元素装備診療機器、診療用放射性同位元素、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素)を廃止したので、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第29条第1項(第29条第3項)の規定により届け出ます。

記

病院又は 診療所	名 称	
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
廃止年月日		年 月 日
廃止の内容		
1	診療用エックス線装置	5 診療用放射線照射器具
2	診療用高エネルギー放射線発生装置	6 放射性同位元素装備診療機器
3	診療用粒子線照射装置	7 診療用放射性同位元素
4	診療用放射線照射装置	8 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素
廃止の理由		
製作者名及び型式又は形状		
廃止後の措置(処分方法)		
廃止後の使用室等の用途		

別記第32号様式 (第29条関係)

診療用放射性同位元素 } 廃止後の措置届
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 }

年 月 日

和歌山県知事 様

管 理 者	住 所	〒 電話番号 ()
	氏 名	

診療用放射性同位元素 } 廃止後、下記のとおり措置しましたので、
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 }

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第29条第3項の規定により届け出ます。

記

病院又は 診療所	名 称	
	所在地	〒 電話番号 () FAX番号 ()
廃止年月日		年 月 日
廃止後の措置		
1 放射性同位元素による汚染の除去の概要		
2 放射性同位元素によって汚染された物の譲渡、廃棄の概要		

添付書類

- 1 汚染除去後の測定結果
- 2 廃棄物の譲渡等引取書

別記第37号様式から別記第39号様式までを次のように改める。

別記第37号様式(第34条関係)

定款(寄附行為)変更認可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	

下記のとおり定款(寄附行為)の変更をしたいので、医療法(昭和23年法律第205号)第54条の9第3項の規定により申請します。

記

1 定款(寄附行為)変更の内容

--

2 定款(寄附行為)変更の事由

--

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の変更内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類
 - 2 現行の定款又は寄附行為の写し
 - 3 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
社団の医療法人にあつては、社員総会の議事録
財団の医療法人にあつては、理事会(評議員会)の議事録
- A 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、医療法第39条第1項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、上記1から3まで及び次の書類を添付すること。
- 4 当該医療法人の開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の診療科目、従業員の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - 5 開設しようとする病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者となるべき者の氏名を記載した書面及び管理者の医師免許証等の写し
- B 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が医療法第42条各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、上記1から3まで及び次の書類を添付すること。
- 6 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
- C 定款又は寄附行為の変更が、社会医療法人である医療法人が医療法第42条の2第1項の収益業務を行う場合に係るものであるときは、上記1から3まで及び次の書類を添付すること。
- 7 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
- A～Cのいずれかに該当する場合、次の書類を添付すること。
- 8 定款又は寄附行為変更後2年間の事業計画及びこれに伴う予算書

9 新たに基金の拠出又は寄附を受ける場合、その契約書又は申込書の写しとそれが不動産であるときはその登記事項証明書及びその評価額を証明する書類

10 土地、建物等を賃借する場合、その契約書の写し及びその登記事項証明書

(注)1 事業計画は新たな事業の発足に要する土地、建物、機械器具、備品及び医薬品等の調達方法、当面の運転資金について、新たに開設する施設はもちろん、法人全体の資産との関連についての計画又は経営の見通しをできる限り詳細に記載すること。

2 変更予算書は、現行、変更後、増減に分けること。

別記第38号様式 (第35条関係)

定款(寄附行為)変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所 所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	

下記のとおり定款(寄附行為)の変更を行ったので、医療法(昭和23年法律第205号)第54条の9第5項の規定により届け出ます。

記

1 定款(寄附行為)変更の内容(該当番号を○で囲むこと。)

(1) 事務所の所在地 (2) 公告の方法

2 変更した理由

--

3 変更内容

変 更 前	変 更 後

4 変更年月日

年 月 日

添付書類

現行の定款又は寄附行為の写し

別記第39号様式(第36条関係)

決 算 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所 所 在 地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	

年度(年 月 日から 年 月 日まで)の決算を終了したので、医療法(昭和23年法律第205号)第52条第1項の規定により届け出ます。

添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書

A 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

- 6 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

B 社会医療法人債を発行した医療法人の場合、次の書類を添付すること(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

- 7 純資産変動計算書
- 8 キャッシュ・フロー計算書
- 9 附属明細表
- 10 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 11 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別に区分されたものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。
- 2 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
 - 3 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和39年政令第29号)別表の資産の総額)の変更の登記が必要である。

別記第41号様式を次のように改める。

別記第41号様式 (第38条関係)

解 散 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所 所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名	
	清算人の氏名	

下記のとおり医療法(昭和23年法律第205号)第55条第1項第1号(第1項第5号、第3項第1号)の事由により医療法人を解散したので、同条第8項の規定により届け出ます。

記

1 解散の事由(該当番号を○で囲むこと。)

- | |
|---------------------------------------|
| (1) 定款又は寄附行為をもって定めた解散事由の発生
(解散事由) |
| (2) 社員の欠亡 |

2 解散年月日

年 月 日

添付書類

- 1 理由書
- 2 財産目録及び貸借対照表
- 3 残余財産の処分に関する事項を記載した書類
- 4 登記事項証明書
- 5 清算人の履歴書
- 6 清算人の就任承諾書

別記第44号様式及び別記第45号様式を次のように改める。

別記第44号様式 (第41条関係)

登 記 完 了 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所 所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	

下記のとおり登記を完了したので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12の規定により届け出ます。

記

1 登記事項(該当番号を○で囲むこと。)

(1) 設立 (2) 従たる事務所の新設 (3) 事務所の移転 (4) 解散 (5) 合併 (6) 分割 (7) 清算の結了 (8) その他登記事項の変更(変更内容)

2 登記年月日

年 月 日

添付書類

登記事項証明書

別記第45号様式 (第42条関係)

役 員 変 更 届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所 所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	

下記のとおり役員の変更があったので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の13の規定により届け出ます。

記

役員変更の内容

新たに就任した役員			退任した役員			変更理由
就任年月日	役職名	氏名	退任年月日	役職名	氏名	

(注) 医療機関の管理者については、変更理由欄にその旨並びに医療機関名を記入すること。

添付書類

- 1 新たに就任した役員の就任承諾書
- 2 新たに就任した役員の履歴書
- 3 社員及び役員名簿

別記第47号様式を次のように改める。

別記第47号様式(第44条関係)

清算人の就任登記届

年 月 日

和歌山県知事 様

届 出 者	主たる事務所 所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名	
	清算人の氏名	

当医療法人の清算人として就任登記を行ったので、医療法施行令(昭和23年政令第326号)第5条の12の規定により届け出ます。

記

1 就任した清算人の住所及び氏名

住 所	〒 電話番号 ()
(ふりがな) 氏 名	

2 清算人と法人との関係(当該清算人を選出した理由)

--

3 法人の解散した理由

--

4 登記年月日

年 月 日

添付書類

- 1 登記事項証明書
- 2 清算人の履歴書
- 3 清算人の就任承諾書

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第153号

和歌山県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

和歌山県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（平成5年和歌山県規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第2号様式中「殿」を「様」に、「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第6号様式から別記第8号様式までの様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第154号

和歌山県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県柔道整復師法施行細則（平成5年和歌山県規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「殿」を「様」に改める。

別記第2号様式中「殿」を「様」に、「氏 名 印」を「氏 名」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「殿」を「様」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。